

船舶インシデント調査報告書

令和2年9月16日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（燃料供給不能）
発生日時	令和元年12月23日 11時07分ごろ
発生場所	佐賀県唐津市加部島北方沖 肥前立石埼灯台から真方位302°300m付近 （概位 北緯33°34.1′ 東経129°52.8′）
インシデントの概要	ミニボート（船名なし）は、漂流中、船外機に燃料油の供給ができなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和2年1月8日、主管調査官（長崎事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	ミニボート（船名なし）、総トン数なし（長さ2.84m） なし、個人所有 ガソリン機関、船外機、4サイクル、出力1.47kW、回転数毎分 5,500、1気筒、ボア45mm、使用燃料ガソリン
乗組員等に関する情報	操縦者
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北北西、風力 2、視界 良好 海象：波高 約0.5m、潮汐 下げ潮の中央期
インシデントの経過	本船は、操縦者が1人で乗り、漂流中、釣り場を移動しようとしたが、船外機が始動せず、風により加部島北端に流されたので、操縦者が同岸に上陸して海上保安庁に118番通報し、来援した同庁のヘリコプターに救助された。 本船は、本インシデント後、操縦者が点検したところ、船外機の気化器（キャブレター）に塩分の固形化等による詰まりが確認され、同器に燃料油が供給できなくなっていることが判明した。 本船は、機関製造会社が6か月又は50時間運転毎に船外機の点検整備を行うように推奨していたが、それに沿った点検が行われていなかった。
分析	本船は、機関製造会社が推奨する時期に沿って船外機の点検整備が行われていなかったところ、漂流中、気化器に詰まりが生じたことから、同器に燃料油の供給ができなくなり、運航不能となったものと考えられる。
原因	本インシデントは、本船が、機関製造会社の推奨する時期に沿って船外機の点検整備が行われていなかったところ、漂流中、気化器に詰まりが生じたため、同器に燃料油の供給ができなくなったことにより発生したものと考えられる。

再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none">・ 船外機は、機関製造会社が推奨する時期に点検を行うこと。
--------------	--